

令和3年11月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和3年11月19日(金)

開会 午前 9 時 29 分

閉会 午前 9 時 53 分

2. 開催場所 鳥栖市役所 2階第1会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬 秀利	出
2	大石 則子	出
3	上種 正博	出
4	佐藤 敏嘉	出
5	田代 英毅	出
6	中島 俊男	出
7	西 依 誠	出
8	久富 正ノ介	出
9	松隈 邦博	出
10	宮原 一美	出
11	脇 善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

2番 大石 則子 委員 3番 上種 正博 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 高田 千津子

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積計画について	22件
議案第4号	農地移動適正化あっせん事業について	1件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	11件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	2件

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 高田千津子 石松智美

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただ今より令和3年11月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名委員には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により議席番号2番〇〇〇〇委員と議席番号3番〇〇〇〇委員を指名いたします。なお、本日の会議書記につきましては、事務局の〇〇氏をお願いいたします。

それでは、ただ今から議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について2件、5筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条の許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございました。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について、審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきまして、耕作不便と考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について1件、2筆でございます。

議案第2号の案件につきまして審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきまして、申請地は、昭和47年に譲渡人が自己用住宅を建設する目的で農地転用許可を受け購入されましたが、住宅は建設されないまま現在に至っております。今後も建設される見込みがないことから、譲受人が建売り戸建て住宅の建設を目的として、再度、

転用申請をされたものでございます。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は南側の溜枡を経由して、既存水路に放流される計画となっております。また、資金計画については、残高照会が添付をされております。

そのほか、建設業許可証の写しは添付されており、都市計画法第43条第1項の許可申請は提出済み、道路法第24条の工事承認を受けられております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくお願いいたします。

農地区分につきましては、都市的整備がされた区域内の農地であり、第3種農地と判断をしております。

許可の基準といたしまして、第3種農地は原則許可であることから、農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第2号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、○委員。

11番委員

11番委員の○です。担当委員として、ひと言申し上げます。

11月12日に会長と私と○○委員、○○委員、事務局で現地を確認してきました。

今回の申請地は、○○町の一番南側で、○○の住宅地に隣接しております。隣も、もう住宅が建っております、そこに一区画、住宅用に空いているような農地となります。

農地転用、排水については、地元の区長、生産組合長からの同意も得てありますし、今回の農地転用の申請については、特に問題等は無いと思われれます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今、○委員から、御意見をいただきましたが、ほかにごございましたら。

はい、○○委員。

5番委員

5番○○です。昭和47年に自己用住宅建設の目的で農地転用をし、とされているんですけども、これは、この当時、転用許可申請を受けずに事実上、宅地化していたということになるんですか。

事務局

鳥栖市のほうは、昭和48年に線引きをされておりますので、それより以前のものについては全て転用申請が必要だったと聞いております。それで、宅地用にとことでの農地転用申請がされており、かつその転用について許可が下りている状態になっております。

5番委員

そうすると、地目変更がされてなかったということになるんですかね。

事務局

聞いている限りでは、お仕事の都合で別の所へ行かれてて、こちらにはいらっしやなくて、お家自体は建ててないように聞いています。

5番委員

現在の登記は、田のままになっているということですか。だから、今回申請をされているんですよ。

事務局

すみません、説明が足りなくて。結局、家は建てられていませんので地目変更もできず、現在、田のままとなっております。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について22件、50筆でございます。

議案第3号、番号1から番号22につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

3 ページから 9 ページをお願いいたします。

議案第 3 号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により 22 件、50 筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、9 ページの農用地利用集積計画集計表を基に、一括して御説明をいたします。

9 ページをお願いいたします。

1 の利用権設定の中の(1)、地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が 8 万 3,385.69 平方メートルとなっております。次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稲」、「麦」、「その他」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が 36 件、5 万 9,152.69 平方メートル、使用貸借権が 14 件、2 万 4,233 平方メートルとなっております、総合計が 50 件、8 万 3,385.69 平方メートルとなっております。

次に、3 の申請者の状況につきましては、貸人 22 名、借人 19 名、申請枚数は 22 枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第 3 号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第 3 号、番号 14 の案件につきましては、農業委員会に関する法律第 31 条、議事参与の制限に該当いたしますので〇〇委員の退席を求めます。

(6 番委員退室)

はい、それでは議案第 3 号、番号 14 の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号14の案件について、承認することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(6番委員入室)

それでは次に、議案第3号、番号14を除く案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号14を除く案件について、承認することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり、承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、10ページをお願いいたします。

議案第4号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について、鳥栖市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づいて1件、1筆のあっせんの申し出がございました。

詳細につきましては、別冊資料2の農地移動適正化あっせん事業調書を御参照願います。

1 ページをお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者等については、農地移動あっせん希望一覧の記載のとおりでございます。農地の位置については、2 ページの地図のとおりでございます。御確認のほう、お願いをいたします。

議案第 4 号は、○地区の○○町の案件でございますので、○○○○農業委員、○○○推進委員を指定したいと考えております。

皆様の承認の後、あっせん委員として活動していただくこととなります。

以上、議案第 4 号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 4 号の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり、承認することに決定いたしました。

次に、報告第 1 号から報告第 3 号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、11 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして 1 件、2 筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、12 ページから 13 ページをお願いいたします。

報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、所有権移転に係るものが 11 件、14 筆提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、14 ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして2件、6筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

はい、ただ今事務局より報告をいたしましたので、各委員のお目どおし方、よろしく願います。

次に、その他の事項で、委員の皆様から何かございましたら。

(発言する者なし)

ないですかね。

それじゃ、事務局から何か。

事務局

そうしましたら、その他ということで御報告をさせていただきます。

お手元の資料につきまして、総務省のホームページから印刷したものをお渡ししていると思いますが、御覧いただきたいのは左側の、審理手続きの一般的な流れになります。

さきの10月定例委員会で否決をいたしました、農地法第18条の許可申請につきまして、申請者の〇〇さんより審査請求書の提出が佐賀県へあっております。

先日、佐賀県より、この案件の審理手続きを行う審理員について、佐賀県の法務私学課の課長を指名したということの通知があっておりますのでその御報告をいたします。

今後の流れにつきましては、表のその下の審理手続きの実施といったことを行っていくこととなると考えますが、報告できる段階になりましたらその都度御報告をしたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上、事務局からの報告になります。

議長

はい、この件について何か、お尋ね等ありますか。

はい、〇〇委員

5番委員

5番〇〇です。1点お尋ねしたいのが、先日の許可申請の拒否処分をしたときの理由をつけなければいけないんですけど。その理由って、結局どういうふうに記載されているんでしょうか。

事務局

ちょっと休憩をしていただいて。手元に資料がないので、取ってきます。（「アバウトな感じでいいです。大体どういうものとなっているかで結構です」と呼ぶ者あり）

借り手と貸し手でお話いただき、整ったものを委員会へ提出してくださいというような概要で書かせていただいたと記憶しています。

議長

いいですか〇〇委員、そのくらいで。

5 番委員

当事者同士で話し合うべきであるというふうな感じの、ニュアンスで書かれたということでしょうか。

事務局

そういった形で書かせていただいたと、記憶しています。

5 番委員

はい、承知しました。

議長

ほかに、ございますでしょうか。

(発言する者なし)

よろしいですかね。

そしたら、次回の鳥栖市農業委員会定例会は令和3年12月20日、月曜日午前9時30分より、本庁の2階の第1会議室、この場所ですね。で、開催の予定をいたしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____